

多治見市震災廃棄物処理計画（案）

平成22年12月

目 次

| | |
|----------------------|----|
| 1. 目的及び方針 | 1 |
| 2. 一般廃棄物処理施設の点検と耐震対策 | 2 |
| 3. 震災時における相互協力体制 | 3 |
| 4. 震災廃棄物の処理計画 | 5 |
| 5. 排出ルール計画 | 9 |
| 6. 仮置場の設置と収集・運搬計画 | 11 |
| 7. 処理施設の能力 | 12 |
| 8. 注意を要する廃棄物の処理 | 13 |
| 9. し尿の処理計画 | 14 |
| 10. 震災発生時の対応 | 15 |
| 11. 進行管理計画 | 17 |
| 12. 震災復旧・復興対策 | 18 |
| 13. その他参考資料 | 18 |

1 目的及び方針

(1) 計画策定の目的

この計画は、旧厚生省作成の震災廃棄物対策指針に基づいて、必要な情報を収集し、整理を行って、多治見市の震災時における災害廃棄物を円滑に処理するために策定するものとする。

(2) 対象廃棄物等

本計画で対象とする廃棄物は、震災発生時に特別な処理を必要とする次の災害廃棄物である。

| ごみの種類 | 震災時の留意点 | 処理方針 |
|---------|---|---|
| がれき | 損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材が大量に発生する。 | コンクリート塊、家具等の木くず、畳、廃家電等が混在しているため、できるだけ分別を行い、適正に処理する。 |
| 燃やすごみ | 腐敗しやすく、悪臭等が発生する。 | 震災発生後速やかに処理する。 |
| 破砕ごみ | 破損したもの、汚れたものが大量に発生する。 | 震災発生後速やかに処理する。 |
| 廃家電 | 混乱に乗じて、被災していないものが排出される可能性がある。 | 被災したかどうかを見極め、不正な排出を抑制する。可能な限りリサイクルルートに乗せる。 |
| 粗大ごみ | 破損した家具等が大量に発生するため排出が困難になる。また、災害当初は、現在の人員での収集が難しい。 | 処分できないものは、処理業者への委託を行い、処理を行う。なお、木くず等はできるだけリサイクルに努める。 |
| 紙類 | 破損したもの、汚れたものが発生する。 | 震災発生後速やかに処理する。 |
| 布類 | 破損したもの、汚れたものが発生する。 | 震災発生後速やかに処理する。 |
| 缶・金属類 | 破損したもの、汚れたものが発生する。 | 震災発生後速やかに処理する。（できるだけリサイクルに努める。） |
| ビン類 | 破損したもの、汚れたものが発生する。 | 震災発生後速やかに処理する。（できるだけリサイクルに努める。） |
| ペット・発泡類 | 破損したもの、汚れたものが発生する。 | 震災発生後速やかに処理する。（できるだけリサイクルに努める。） |

| | | |
|--------------------------|---------------------------------------|--|
| 有害ごみ | 破損したもの、汚れたものが発生する。 | 震災発生後速やかに適正処理する。 |
| 収集不適物 (タイヤ、自動車、オートバイ) | 破損したタイヤ、自動車、オートバイが発生する。 | 所有者不明のもののみ処理する。自動車は、リサイクル法に基づき処分する。オートバイは、リサイクルシステムに基づき処分する。 |
| し尿等 | 震災のあった汲み取り槽、震災のあった浄化槽、避難所の仮設便所から発生する。 | 公衆衛生上、震災発生後速やかに汲み取り、清掃、消毒を行う。 |

(3) 対象業務

本計画で対象とする業務は、本市が行う震災廃棄物の収集、運搬、処分及びそれに関する一連の業務とする。

なお、倒壊建物の解体は、その所有者が自己責任に基づき行うことが原則であり、市は、搬入されたがれきについて受け入れを行うとともに、可能な範囲で解体後のがれきの収集、運搬、処分を行う。

2. 一般廃棄物処理施設の点検と耐震対策

一般廃棄物の処理施設における耐震対策及び廃棄物収集運搬車両の避難対策は次のとおりである。

(1) 一般廃棄物処理施設の耐震化

一般廃棄物処理施設については、耐震基準を満たしているため、耐震化、不燃堅牢化策は必要がない。

| 施設名 | 震災時に想定される被害 | 耐震化、不燃堅牢化対策 |
|---|--------------------------------|-------------------------------|
| 三の倉センター 大畑センター 笠原クリーンセンター 月見センター | 施設の被害は想定されないが、アクセス道路損壊の可能性がある。 | 耐震化、不燃堅牢化対策は不要であるが、迂回路の確保を行う。 |

(2) 廃棄物収集運搬車両の状況と震災時の確保対策

震災後は、直ちに廃棄物の収集を開始することが望ましいため、次のとおり廃棄物収集運搬車両等を確保する。

| 種 別 | 備 蓄 先 | 駐 車 場 等 | 確 保 方 法 |
|----------------|---------------------------------|------------------------------|----------------------|
| パッカー車 21台 | 三の倉センター 大畑センター 笠原クリーンセンター | 三の倉センター、大畑センター、笠原クリーンセンター駐車場 | 耐震基準を満たした駐車場建屋に駐車 |
| パッカー車 3台 | 笠原環境クリーン | 会社車庫 | 震災時に三の倉センターが移動を要請する。 |
| 低床トラック 7台 | 三の倉センター 大畑センター 笠原クリーンセンター | 三の倉センター、大畑センター、笠原クリーンセンター駐車場 | 耐震基準を満たした駐車場建屋に駐車 |
| 低床トラック 4台 | 笠原環境クリーン | 会社車庫 | 震災時に三の倉センターが移動を要請する。 |
| ダンプ車 3台 | 三の倉センター 大畑センター 笠原クリーンセンター | 三の倉センター、大畑センター、笠原クリーンセンター駐車場 | 耐震基準を満たした駐車場建屋に駐車 |
| ダンプ車 1台 | 笠原環境クリーン | 会社車庫 | 震災時に三の倉センターが移動を要請する。 |
| 軽トラック 3台 | 三の倉センター 大畑センター 笠原クリーンセンター | 三の倉センター、大畑センター、笠原クリーンセンター駐車場 | 耐震基準を満たした駐車場建屋に駐車 |
| 広報車 | 市所有 | 多治見市役所駐車場 | 災害対策本部設置箇所へ移動する。 |
| バキュームカー 13台 | 多治見市衛生公社 笠原環境クリーン | 会社車庫 | 震災時に下水道課が移動を要請する。 |

3. 震災時における相互協力体制

震災時、特に大規模な地震が発生した場合は、本市だけでは処理ができなくなる恐れがあるため、震災廃棄物処理に当たって、次のとおり周辺市町村、各団体と協力を図るものとする。

(1) 周辺市町村との協力体制

周辺市町村等と次のように協定を締結している。

| 協力市町村 | 協定内容 | 協定締結年月日 |
|-------------------------------------|---------------------|------------|
| 岐阜県及び県内市町村 | 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定 | H10. 3. 30 |
| 関市、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、可児市、愛知県瀬戸市、豊田市 | 東海環状自動車道沿線都市災害時応援協定 | H17. 3. 16 |
| 長野県飯田市 | 災害時相互応援協定 | H17. 11. 1 |
| 愛知県高浜市 | 災害時相互応援協定 | H17. 11. 2 |
| 愛知県田原市 | 災害時相互応援協定 | H18. 1. 17 |
| 滋賀県草津市 | 災害時相互応援協定 | H18. 12. 8 |

(2) 県への協力要請

多治見市のみで対応が困難である場合には、県に対し県内市町村、関係団体などへの広域的な支援の調整を要請する。

県は、次の廃棄物関係団体との間で、災害廃棄物の収集運搬に関する無償団体救援協定を締結している。このため、県は被災市町村から要請を受けた場合には、同団体に対して支援協力を依頼する。

| 団体名 | 協定内容 | 締結年月日 |
|-----------------|---|-------------|
| 岐阜県環境整備事業協同組合 | 災害時におけるし尿、浄化槽汚泥その他災害に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬に関する無償による支援協力 | H15. 6. 11 |
| 岐阜県清掃事業協同組合 | 地震、風水害等に伴って発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の収集運搬に関する無償による支援協力 | H15. 12. 19 |
| 社団法人岐阜県産業環境保全協会 | 災害廃棄物の撤去、収集運搬、処理など支援協力 | H20. 8. 20 |

4. 震災廃棄物の処理計画

(1) 被害地域の想定

震災廃棄物の処理計画を策定するに当たり、想定される災害とその被害は次のとおりである。

| 災害の種別 | 地震の規模 | 震源の深さ |
|-------|------------|-------|
| 直下型地震 | マグニチュード6.5 | 2 km |

| 被害地域 | 構造 | 全壊 | 半壊 | 焼失 | 想定される被害概要 |
|------|-------|--------|--------|------|---|
| 市全域 | 木造建物 | 1,936戸 | 3,295戸 | 171戸 | 耐震性の低い住宅では倒壊。耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損。かなりの建物でタイルや窓ガラスが破損、落下。ガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生。ガスの爆発、燃焼による火災が発生。 |
| | 鉄筋系建物 | 232戸 | 395戸 | 20戸 | |
| | 鉄骨系建物 | 780戸 | 1,327戸 | 70戸 | |
| 合計 | | 2,948戸 | 5,017戸 | 261戸 | |

多治見市で想定される駿河湾一帯を震源域とする「東海地震」、多治見市周辺の活断層のいずれかを震源断層とする「多治見市直下型地震」のうち、市全域で最大となる「多治見市直下型地震（華立断層）」の被害を想定。

平成21年「固定資産税概要調書」より多治見市全棟数57,819（その内多治見地区48,836棟、笠原地区8,983棟）、「多治見市地域防災計画」より全壊率5.1%、半壊率8.68%「多治見市火災被害マップ」から出火棟数は多治見地区平均0.5%、笠原地区0.2%で算定。

(2) 震災廃棄物（がれき以外）発生量の算定

上記（1）で想定される震災廃棄物の発生量は、次のとおりである。

| 被害地域 | 全壊 | 半壊 | 発生量 | 算定式 |
|------|--------|--------|---------|--|
| 市全域 | 2,948戸 | 5,017戸 | 6,136 t | $2,948戸 \times 1.03 t + 5,017戸 \times 0.6 \times 1.03 t = 6,136 t$ |

備考：震災廃棄物（がれき以外）の発生量の算定方法

$$= \{ (全壊戸数 + (半壊戸数 \times 0.6)) \} \times 発生原単位 (1.03 t)$$

(千葉県市町村廃棄物処理計画策定指針参照)

(3) がれき発生量の推計（千葉県市町村廃棄物処理計画策定指針参照）

① 推計方法

がれきの発生量は、次の式により推計する。

(推計式)

がれきの発生量＝解体棟数×平均床面積×がれきの発生原単位

- ・解体棟数：震災時の損壊建物の構造別の全壊、半壊、焼失の棟数
- ・平均延床面積：解体建物の構造別に設定
- ・がれきの発生原単位：構造別の単位延面積当たりのがれきの発生量

$$\begin{aligned} \text{発生量} = & (\text{建物の全壊棟数} \times 1 \text{棟あたり平均延床面積} \times \text{発生原単位}) \\ & + (\text{建物の半壊棟数} \times 1 \text{棟あたり平均延床面積} \times \text{発生原単位}) \\ & + (\text{建物の焼失棟数} \times 1 \text{棟あたり平均延床面積} \times \text{発生原単位}) \end{aligned}$$

② 発生量推計に用いる被災建物の内訳

| 構造 | 総棟数 | 全壊 | 半壊 | 焼失 |
|-------|---------|--------|--------|------|
| 木造建物 | 37,963戸 | 1,936戸 | 3,295戸 | 171戸 |
| 鉄筋系建物 | 4,556戸 | 232戸 | 395戸 | 20戸 |
| 鉄骨系建物 | 15,300戸 | 780戸 | 1,327戸 | 70戸 |
| 合計 | 57,819戸 | 2,948戸 | 5,017戸 | 261戸 |

③ 発生量推計に用いる発生原単位

| 構造 | | 平均延べ床面積 (㎡) | がれきの発生原単位 | |
|-------|----|----------------|-----------|---------|
| | | | 可燃物系(t) | 不燃物系(t) |
| 木造建物 | 全壊 | 99.2 | 0.194 | 0.502 |
| | 半壊 | | 0.097 | 0.251 |
| | 焼失 | | 0.0582 | 0.502 |
| 鉄筋系建物 | 全壊 | 158.0 | 0.12 | 0.987 |
| | 半壊 | | 0.06 | 0.4935 |
| | 焼失 | | 0.036 | 0.987 |
| 鉄骨系建物 | 全壊 | 200.6 | 0.082 | 0.63 |
| | 半壊 | | 0.041 | 0.315 |
| | 焼失 | | 0.0246 | 0.63 |

注1 平均延床面積：固定資産税概要調書により設定

注2 がれきの発生原単位：兵庫県（阪神・淡路大震災結果）の数値を基に設定。

④ がれきの推計発生量

上記の方法に基づき、建物から発生するがれきの発生量を次のとおり推計した。

| 区 分 | 発 生 量 |
|---------|--------|
| 可 燃 物 系 | 102千 t |
| 不 燃 物 系 | 448千 t |
| 合 計 | 550千 t |

(4) がれき仮置場の必要面積（千葉県市町村廃棄物処理計画策定指針参照）

① 必要面積の推計方法

仮置場の必要面積は、次の式により推計する。

(推計式)

仮置場の必要面積＝仮置量/見かけ比重/積み上げ高さ×(1+作業スペース割合)

仮置量＝がれき発生量－年間処理量

年間処理量＝がれき発生量/処理期間

見かけ比重：可燃物0.4(t/m³)、不燃物1.1(t/m³)

積み上げ高さ：5m

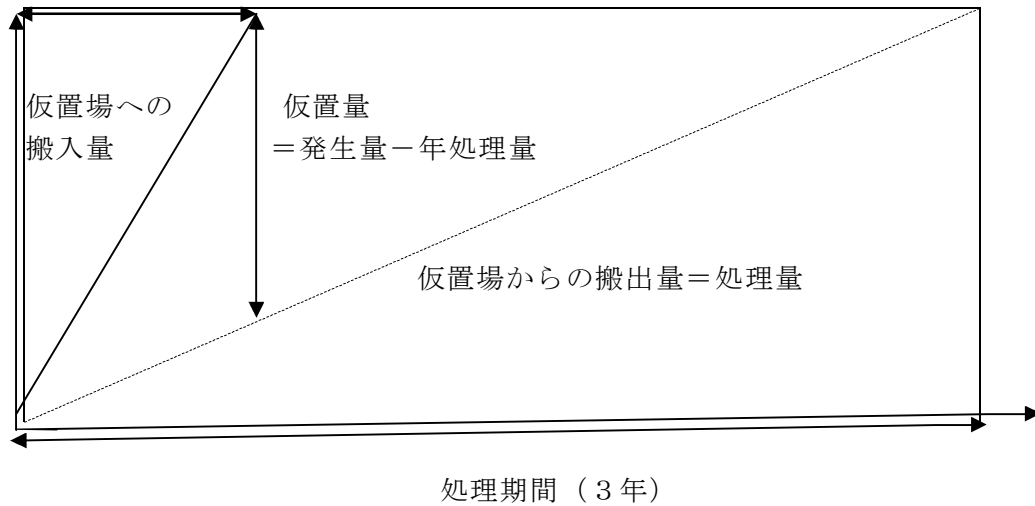
作業スペース割合：作業スペース割合100%

② 推計のための前提条件

試算のための前提条件を次のとおり設定した。

- ・震災時に発生したがれきは全て仮置場に搬入し、一時的に保管することとする。
なお、仮置場の面積は、図に示すように処理期間に平均的に仮置場から搬出される量を考慮し、仮置場が最も多くなると想定される時点の仮置場の必要面積を算出することとする。
- ・阪神・淡路大震災の実績により粗大ごみは、約1年で平常時の発生量に戻ること、また仮置場に長期保管せずに粗大ごみ処理施設に搬出することから仮置場の面積を算出する際に粗大ごみの量は加えないこととする。
- ・解体撤去期間（震災発生時点から家屋等を解体し、解体現場から仮保管場所等に撤去し終わるまでの期間）は、阪神・淡路大震災を例に1年間とする。
- ・処理期間（震災発生時点からすべての処理を終了するまでの期間）は、がれきのリサイクルを最大限重視し、阪神淡路大震災で最も処理期間を要した神戸市の実績から3年とする。
- ・解体撤去期間及び処理期間については、仮置場の確保のため設定したものであり、震災時は地震による被害の状況、がれきの発生量等を踏まえ、地域の復旧・復興の総合的観点からその期間を設定するものとする。

仮置量と撤去・処理期間の関係
 解体・撤去期間（1年）



③ 推計発生量に基づく仮置場の必要面積

上記の方法及び前提条件に基づき、がれき処理に必要な仮置場の必要面積を次のとおり算出した。

| 区 分 | 発生量 t | 年 間 処理量 t | 仮置量 t | 見かけ 比 重 | 容 量 m ³ | 積み上 げ高さ m | 仮置場の必 要 面 積 m ² |
|---------|----------|-----------------|----------|------------|-----------------------|-----------------|----------------------------------|
| 可 燃 物 系 | 102,000 | 34,000 | 68,000 | 0.4 | 170,000 | 5 | 68,000 |
| 不 燃 物 系 | 448,000 | 149,333 | 298,667 | 1.1 | 271,515 | 5 | 109,000 |
| 計 | | | | | | | 177,000 |

計算例：仮置量10,000tの場合の可燃物系の必要面積

$$10,000 \text{ t} \div 0.4 (\text{t/m}^3) \div 5 \text{ m} \times (1 + 1) = 10,000 \text{ m}^2$$

5. 排出ルール計画

- (1) 分別計画（被災建築物の解体、除去に伴う廃棄物（以下「がれき」という。）大量に発生するがれきを最終的に次のとおり分別する。

| 種 別 | 具体的例 | 留意点・処理方針 |
|-------------------|------------------------|----------------------------|
| 木 質 系 | 柱、板 | 木くずとして再利用できるものは、できるだけ利用する。 |
| 金 属 | 鉄筋、鉄骨、サッシ | 金属くずとしてできるだけ資源回収する。 |
| コンクリート | コンクリート塊 | 民間施設等で破碎し、できるだけリサイクル活用する。 |
| 可 燃 物 | 紙、畳、布団 | 再利用できるものはできるだけ利用する。 |
| 不 燃 物 | 瓦、レンガ、ガラス、アスファルト、土砂、石等 | 大畑センター、笠原クリーンセンターに埋め立てる。 |
| 以上を最大限分別した後の混合廃棄物 | その他 | 三の倉センターで焼却処理する。 |

- (2) 分別計画（がれき以外）

震災時における災害廃棄物（がれき以外）を次のとおり分別するものとする。

| ごみの種類 | 災害時 | 平常時 |
|-------|---|--|
| 燃やすごみ | 焼却処理 | 焼却処理 |
| 破碎ごみ | 破碎機・磁選機にかけられるものはかけ、金属を取り出す。できない場合は、焼却処理を行う。 | 破碎機・磁選機にかけ、金属を取り出す。残渣は燃やすごみ |
| 廃家電 | 可能な限りリサイクルルートに乗せ、泥等でやむを得ずリサイクルできないものは、金属くずとして処分する。フロン回収物については、確実な方法でフロン回収を行う。 | 家電リサイクル法の対象品目、パソコン等に関しては、回収しない。それ以外に関しては、破碎ごみと同処理。 |
| 粗大ごみ | 可能なかぎり 1m以内に解体を行ってもらうが、破碎機等を利用し解体、分別を行う。木くずとして再利用できるものは、できるだけ利用する。 | 排出者が 1 m以内に解体し、分別を行う。 |
| 紙類 | 焼却処理 | リサイクル |
| 布類 | 焼却処理 | |

| | | |
|--------------------------|---|---------------------|
| 缶・金属類 | リサイクル可能な状態であれば、分別してリサイクルする。できない状態であれば、焼却処理する。 | リサイクル |
| ビン類 | リサイクル可能な状態であれば、分別してリサイクルする。できない状態であれば、埋立処理する。 | |
| ペット・発泡類 | リサイクル可能な状態であれば、分別してリサイクルする。できない状態であれば、焼却処理する。 | |
| 有害ごみ | リサイクル可能な状態であれば、分別してリサイクルする。できない状態であれば、埋立処理する。 | |
| 収集不適物 (タイヤ、自動車、オートバイ) | 所有者不明のもののみ処理。それぞれ確実に分別を行い、適切に処理する。自動車は、リサイクル法に基づき処分する。オートバイは、リサイクルシステムに基づき処分する。 | 収集不可。販売店等に相談してもらおう。 |

(3)収集方法

震災時における廃棄物の収集方法は、次のとおりとする。

| 種 別 | | 収 集 方 法 |
|---------------|-------|---------------------------------------|
| 災害ごみ | 燃やすごみ | 市・委託業者の収集車による収集を行う。 |
| | 破碎ごみ | 市・委託業者の収集車による収集を行う。 |
| | 廃 家 電 | 市・委託業者の収集車による収集を行う。 |
| | 資源ごみ | 市・委託業者の収集車による収集を行う。 |
| 避難所等で発生する日常ごみ | 燃やすごみ | 市・委託業者の収集車による収集を行う。 |
| | 破碎ごみ | 基本的には、各広域避難所に住民が持込むものとするが、状況に応じて対応する。 |
| | 資源ごみ | 基本的には、各広域避難所に住民が持込むものとするが、状況に応じて対応する。 |

6. 仮置場の設置と収集・運搬計画

収集した廃棄物の仮置場を次のとおり設置するものとする。

| 名 称 | 所 在 地 | 面 積 | 対 象 地 区 | 搬入ルート | 集積対象物 |
|------------|-----------------|----------|---------|-----------------|----------------------|
| 大畑センター | 大畑町大洞 48-35 | 81,888㎡ | 多治見地区 | 国道248号線を通り搬入する。 | がれき 燃やすごみ 破碎ごみ |
| 笠原クリーンセンター | 笠原町平園 4022-7 | 85,535㎡ | 笠原地区 | 国道248号線を通り搬入する。 | 資源ごみ 粗大ごみ 廃家電 |
| 合 計 | | 167,423㎡ | | | |

仮置場必要面積は176,606㎡であるが、仮置場へ搬入する一方で搬出されるので、発生量の約7割（123,624㎡）を超える面積を確保。

住民の廃棄物は基本的に市・委託業者の収集車による収集を行う。ごみ処理施設の処理能力を考慮し、収集した廃棄物を仮置場に保管する。必要に応じて分別作業を行ったり。積み込み、積み下ろしのために作業スペースや重機が必要であること、保管期間が長期に及ぶことを想定して、大畑センター、笠原クリーンセンターを仮置場とする。

また、災害による交通アクセスの寸断も考慮して、あらかじめ市の廃棄物処理施設以外で仮置場の確保に努める。

7. 処理施設の能力

(1) 処理施設の能力

多治見市で所有するごみ処理施設の能力は、次のとおりである。

| 施設の種類 | 処理能力等 | 処理対象物 |
|---|--|--|
| 焼却施設 (三の倉センター) | 170 t/日 (85 t/日×2系列) | 燃やすごみ |
| 資源化施設 (リサイクルプラザ) | 34 t/日 破砕施設 (1次・2次破砕機) 25 t/日 資源化施設 3 t/日 びんストックヤード 6 t/日 | 破砕ごみ 資源ごみ |
| 最終処分場 安定型処分場 (大畑センター) (笠原クリーンセンター) | 大畑センター 安定型 埋立面積 81,888 ^m ² 埋立容量 2,320,729 ^m ³ 残余容量 134,494 ^m ³ (平成22年4月現在) 埋立開始年月 昭和47年6月 笠原クリーンセンター 安定型 埋立面積 85,535 ^m ² 埋立容量 1,451,795 ^m ³ 残余容量 400,112 ^m ³ (平成22年4月現在) 埋立開始年月 昭和40年1月 | ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず 瓦、レンガ アスファルト等 |
| 管理型処分場 (笠原クリーンセンター) | 管理型 埋立面積 6,100 ^m ² 埋立容量 30,000 ^m ³ 残余容量 22,106 ^m ³ (平成22年4月現在) 埋立開始年月 平成7年4月 | 燃え殻、焼却灰 |
| し尿処理施設 (月見センター) | 61k1/日 | し尿、浄化槽汚泥 |

(2)民間の再利用・再資源化施設

ア コンクリート塊の破砕施設

再生利用を目的とした建設廃材（主としてコンクリート塊）の破砕を行っている民間の再資源化施設は、多治見市内に4施設あり、その処理能力は合計3,680 t /日である。

| 会社名 | 住所（処理場） | 種類 | 処理能力 |
|---------|---------------|-----------------|------------|
| 福田道路(株) | 多治見市大沢町2-6-1 | ガラス・コンクリート、がれき等 | 480 t /日 |
| (株)博国砕石 | 多治見市富士見町5-3-1 | がれきのみ | 1,600 t /日 |
| 日章産業(株) | 多治見市大沢町2-1-1 | がれきのみ | 800 t /日 |
| 明興産業(株) | 多治見市三の倉町大美山26 | ガラス・コンクリート、がれき等 | 800 t /日 |
| 合計 | | | 3,680 t /日 |

イ 木くず等の破砕施設

木くず等の破砕を行っている民間の処理施設は、多治見市内に1施設あり、その処理能力は、30.4 t /日である。

| 会社名 | 住所（処理場） | 種類 | 処理能力 |
|---------|-----------------|---------|-----------|
| (有)山田林業 | 多治見市甘原町井戸上506-1 | 木くず中間処理 | 30.4 t /日 |

8. 注意を要する廃棄物の処理

家電リサイクル法の対象家電製品等の特に注意を要する廃棄物の処理は次のとおりとする。

| 種 別 | | 処 理 方 法 |
|--|-----------|--|
| 家電リサイクル法対象物 (テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、パソコン) | | <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場での収集（このとき搬入簿等を作成することにより、不正な排出を防ぐ。）を行う。 ・洗浄、分別作業を行う。 ・リサイクル業者への委託・引渡 ・リサイクルできなかったものの処分 |
| フロン使用機器 | | <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場での収集 ・リサイクル業者へ引渡及び処分 |
| 有害物質 | アスベスト | 飛散防止対策を十分に行い、処理する。 |
| | P C B | 収集後、含有部品の回収を関係団体に委託する。 なお、委託までの間は安全を保って保管する。 |
| | トリクロロエチレン | 産業廃棄物として事業者の責任で処理する。 |

| | |
|-------------|--|
| CCA処理 木材 | 家屋を解体する場合、解体作業者は適切な方法で解体し適切な設備を有する施設で処理する。 |
| 感染性廃棄物 | 通常時と同様、排出者の責任で処理する。 |

アスベスト（石綿）

唯一の天然繊維状鉱石。建設資材、電気製品等に広く使用されていたが、発がん性が指摘され、平成17年に原則製造禁止となった。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）

塩素を含む合成油の一種でトランス（変圧器）、コンデンサ（蓄電器）等電気機器はじめ広く使用されていたが、昭和43年にカネ油症事件が発生するなど毒性が指摘され、昭和47年以降製造・輸入が原則禁止となった。

トリクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種。ドライクリーニングや金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使われていたが、発がん性が指摘され、土壤汚染や地下水汚染の原因ともなるため、水質汚濁及び土壤汚染に係る環境基準が定められている。

CCA処理木材

クロム（Cr）、銅（Cu）、ヒ素（As）の頭文字を取った木材保存剤で、発がん性のあるクロム、ヒ素を含むため環境汚染や健康被害が発生するリスクが指摘され、平成8年以降、生産が激減し、現在は、ほとんど使われていない。

感染性廃棄物

医療行為に関係して排出される「感染性病原体が含まれ、又は付着しているおそれのある廃棄物」

9. し尿の処理計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥の回収量

震災時のし尿及び浄化槽汚泥の回収量を、次のとおり想定する。

| 被害地域 | 被災家屋 | 非水洗化人口 | 浄化槽人口 | 回収量 | |
|------|---------------------|--------|--------|-------------------------|-------------------------|
| | | | | し尿 | 浄化槽汚泥 |
| 市全域 | 仮設便所 227基 | | | 65,600 ^{リットル} | |
| | 8,226戸 | 1,438人 | 4,119人 | 129,276 ^{リットル} | 370,297 ^{リットル} |
| 合計 | 仮設便所 227基 8,226戸 | 1,438人 | 4,119人 | 194,876 ^{リットル} | 370,297 ^{リットル} |

平成20年度「廃棄物処理の概要」総人口117,508人、世帯数42,578から1世帯2.75人で算定
仮設便所は「神戸市地域防災計画」を参考に100人に1基の割合で、し尿は平成21年度「一般廃棄物処理計画」から1人1日平均排出量2.9^{リットル}/日で算定

「廃棄物処理の概要」から多治見地区は各校下を平均し、非水洗化人口4.38%、浄化槽人口14.65%、笠原地区は非水洗化人口17.39%、浄化槽人口38.05%、1ヶ月分程度を回収することとして算定。ただし、震災発生直後は、避難所仮設便所のし尿回収を優先することとする。

(2)し尿回収機材等の備蓄

上記の(1)の回収量に必要な機材を次のとおり備蓄するものとする。

| 機材の種類 | 備蓄場所 | 備蓄数 | 備蓄場所 | 備蓄数 |
|--------|---------|-----|---------|-----|
| 災害用トイレ | 旭ヶ丘防災倉庫 | 3基 | 市之倉防災倉庫 | 3基 |
| | 池田防災倉庫 | 3基 | 共栄防災倉庫 | 3基 |
| | 滝呂防災倉庫 | 3基 | 小泉防災倉庫 | 3基 |
| | 南姫防災倉庫 | 3基 | 根本防災倉庫 | 3基 |
| | 精華防災倉庫 | 3基 | 昭和防災倉庫 | 3基 |
| | 養正防災倉庫 | 3基 | 脇之島防災倉庫 | 13基 |
| | 滝呂台防災倉庫 | 3基 | 精華小学校 | 13基 |
| | 共栄小学校 | 13基 | 昭和小学校 | 13基 |
| | 根本小学校 | 13基 | 養正小学校 | 13基 |
| | 小泉小学校 | 13基 | 北栄小学校 | 13基 |
| | 市之倉小学校 | 13基 | 脇之島小学校 | 13基 |
| | 南姫小学校 | 13基 | 池田小学校 | 13基 |
| | 滝呂小学校 | 13基 | 笠原小学校 | 3基 |
| | 陶都中学校 | 3基 | 多治見中学校 | 3基 |
| | 南ヶ丘中学校 | 3基 | 北陵中学校 | 3基 |
| | 平和中学校 | 3基 | 総合体育館 | 3基 |
| | 文化会館 | 3基 | 南消防署 | 20基 |
| | 北消防署 | 20基 | 笠原消防署 | 40基 |

| 機材の種類 | 備蓄場所 | 備蓄数 | 備蓄場所 | 備蓄数 |
|---------|-----------|-----|-------------|-----|
| バキュームカー | ㈱多治見市衛生公社 | 7台 | (有)笠原環境クリーン | 6台 |

被災した浄化槽の消毒等の薬剤については、多治見市薬友会と医薬品の供給協力について協定を締結している。

10. 震災発生時の対応

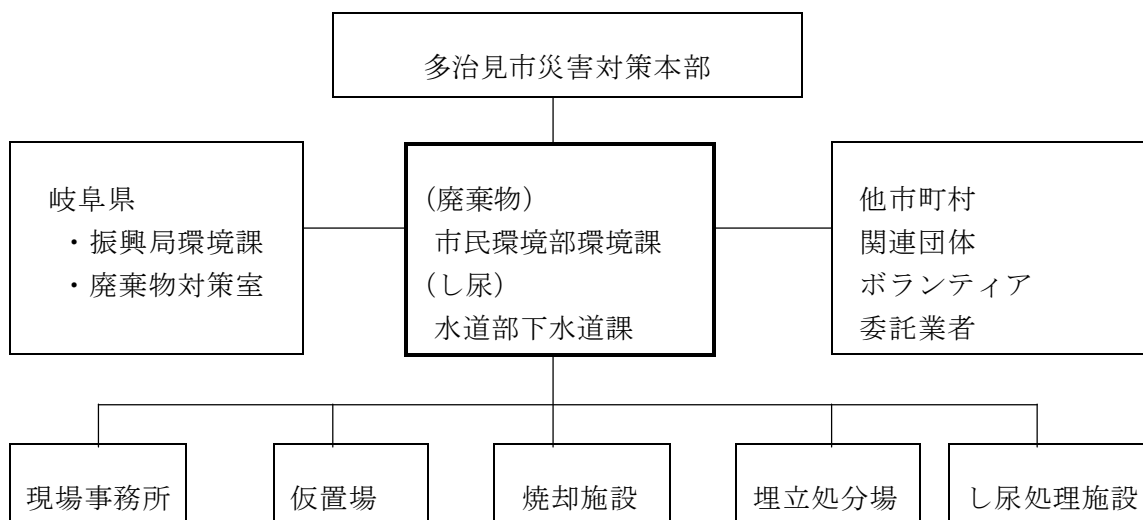
(1)震災廃棄物の処理の実施手順

概ね次のとおり震災廃棄物の処理を実施するものとする。

- ① 一般廃棄物処理施設の被害把握、廃棄物収集運搬車両の確保と避難
- ② 被害状況の把握（逐次変化する状況を的確かつ効率よく把握する。）
- ③ 県等関係機関への伝達
- ④ 震災廃棄物発生量の推計
- ⑤ 仮置場の確保
- ⑥ 処理ルール決定（分別計画、処理方法）
- ⑦ 処理業者、業界団体、ボランティア団体との連絡調整
- ⑧ 処理の実施（収集・運搬）
- ⑨ 処理の実施（分別、焼却等）
- ⑩ 国庫補助金申請事務等の準備

(2)情報収集の手順

標準的な情報の流れを次に示す。



上記関係機関の連絡先一覧表

| 関係機関 | 住 所 | メールアドレス | 電話番号 | F A X 番号 |
|--------------------|-------------------|---|---------------------------|---------------|
| 岐阜県 東濃振興局環境課 | 多治見市上野町 5-68-1 | c20507@pref. gifu.lg.jp | 23-1111 (内線213) | 25-0079 |
| 岐阜県環境生活部 廃棄物対策課 | 岐阜市藪田南 2-1-1 | c11225@pref. gifu.lg.jp | (058)272-1111 (内線2712) | (058)278-2607 |
| (株)多治見市 衛生公社 | 多治見市月見町 3-72-4 | Tajimisi-eise i.k@cyber.ocn. | 22-6306 | 25-0258 |
| (有)笠原環境クリー ン | 土岐市妻木町 933-2 | info@kasakan. com. | 43-4455 | 45-2138 |
| 三の倉センター | 多治見市三の倉町 猪場37 | sannokura-cen @city.tajimi. gifu.jp | 23-1103 | 25-4010 |
| 大畑センター | 多治見市大畑町 48-35 | oohata-cen@cit y.tajimi.gifu. jp | 23-2926 | 23-2926 |
| 笠原クリーンセンタ ー | 多治見市笠原町 4022-7 | kasahara-cln@c ity.tajimi.gif u.jp | 44-1422 | 44-2847 |
| 月見センター | 多治見市月見町 3-73-2 | — | 22-9445 | 22-9445 |

(3)住民への広報

震災発生時、廃棄物の排出方法等に関して住民へ周知するため、次のとおり広報を行うものとする。

| 広報媒体 | 広報事項 | 広報期間 |
|-------------------------------------|--|-------------------|
| 広報車 防災無線 多治見市緊急メール テレビ・ラジオ | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの収集方法 ・集積場 ・収集時期 ・仮置場の設置状況 | 震災直後から震災廃棄物収集完了まで |
| 広報紙 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの収集方法 ・集積場 ・収集時期 ・仮置場の設置状況 | |

1 1. 進行管理計画

震災発生後の震災廃棄物処理に当たって、進行管理計画は次のとおりとする。

| 実施事項 | 第1週 | 第2週 | 第3週 | 第4週 | 第5週 | 第6週 | 第7週 | 第8週 | 第9週 |
|----------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 燃やすごみ | 収集・処分 | | | | | | | | |
| 破碎ごみ | 収集 | | | 破碎 | | 処分 | | | |
| 家電製品 | 収集 | | | 分別・処理 | | | | | |
| 粗大ごみ | 収集 | | | 破碎 | | 処分 | | | |
| 資源ごみ | 収集 | | | 分別・処理 | | | | | |
| がれき | 解体・収集 | | | | | | | | |
| し尿・浄化槽汚泥 | 収集 | | | | | | | | |
| 仮設便所 | 設置 | | | | | | | | |

1 2. 震災復旧・復興対策

(1)被災した廃棄物処理施設の復旧対策

地震により被災した廃棄物処理施設の復旧（仮復旧）及び補修対策は次のとおりである。

| 施設名 | 想定される被害 | 補修・復旧対策 |
|---------------------------------|----------------------|----------------------------|
| 三の倉センター 大畑センター 笠原クリーンセンター | アクセス道路の損壊による 受入停止 | 早急に迂回路を確保して場 内への受入を開始する |
| 月見センター | アクセス道路の損壊による 受入停止 | 早急に迂回路を確保して、し尿 処理の稼動を行う |

(2)国庫補助金申請事務

万一被災した場合の廃棄物処理施設の復旧事業及び災害廃棄物処理事業の国庫補助金申請事務については、次のとおりの手順で行う。

- ① 県地域振興局（事務所）環境課を通じて被害報告
- ② 原則災害発生後14日以内に「災害廃棄物処理事業の報告について」で環境省に報告
- ③ 現地調査（環境省、東海財務局、市町村等）
- ④ 環境省から限度額表（内示）の送付
- ⑤ 補助申請、交付決定等

1 3. その他参考資料

- ① 震災廃棄物対策指針（平成10年10月厚生省作成）
- ② 廃棄物処理法、家電リサイクル法、フロン回収関係の通知文
- ③ 地震防災マップ
- ④ 市町村図に仮置場、ごみ処理施設、収集運搬車の確保先、機材等の保管箇所等を記入したもの